
第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

本県では、平成7年に「長崎県障害者福祉に関する新長期行動計画」を策定後、その重点施策実施計画として平成9年に「長崎県障害者プラン～ノーマライゼーション7か年計画」を策定しました。

その後、平成15年に「長崎県障害者基本計画」（長崎県障害者プラン）を、平成21年には、「改訂長崎県障害者基本計画」を、平成26年には、「長崎県障害者基本計画（第二次改訂）」（以下「前計画」という。）を策定し、障害者施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んできました。

このような中、本県においては、平成25年5月に、障害のある人に対する差別を禁止する「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」（障害者差別禁止条例）を制定（平成26年4月施行）しました。

この間、国においては、平成19年に「障害者の権利に関する条約」に署名以降、平成23年に「障害者基本法」の改正、平成24年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の制定、平成25年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。これらの国内法の整備を含めた一連の取り組みの成果を踏まえ平成26年1月に条約が批准されました。

そのような中、平成30年3月には、平成30年度から5年間を計画期間とする新たな、「障害者基本計画（第4次）」が策定されました。国の基本計画では、各分野に共通する横断的視点として、条約の理念の尊重及び整合性の確保、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上、当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援、障害特性等に配慮したきめ細かい支援等を掲げ、11の施策分野ごとに基本的な考え方や各種施策が示されています。

このような国の障害者基本計画や本県の障害のある人を取り巻く環境の変化に対応しつつ、平成30年度で終期を迎える前計画の検証を行い、平成31年度からの「長崎県障害者基本計画（第4次）」を策定するものです。

2. 基本理念

この計画では、基本的に前計画を継承し、「障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、自立した生活を送り、互いに優しく接し合うことができる社会環境の中で、社会を構成する一員として、共に地域を支え合い、あらゆる社会活動に参加することができる平和な共生社会の実現を目指すこと」を基本理念とします。

3. 基本的視点

基本理念に基づき、次に掲げる視点から各種施策を推進します。

(1) 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障害のある人を施索の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉え、障害者施策の策定及び実施に当たっては、障害のある人及びその家族等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重します。

また、障害のある人の自己決定を尊重する観点から、障害のある人自身が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、言語その他の意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

(2) 当事者本位の総合的な支援

障害のある人に対する支援に当たっては、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の連携の下、施策を総合的に展開し切れ目のない支援を行います。

支援に当たっては、障害者施策が障害のある人が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、障害のある人の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があること、障害のある人の家族を始めとする関係者への支援も重要であることに留意します。

(3) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援

障害のある人に対する施策は、性別、年齢、障害の状態、生活の実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえて、策定及び実施します。その際、外見からは分かりにくい障害が持つ特有の事情を考慮するとともに、状態が変動する障害は、症状が多様化しがちであり、一般に、障害の程度を適切に把握することが難しい点に留意する必要があります。

特に、障害のある女性は、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害のある子どもには、成人とは異なる支援の必要性があることに留意します。

さらに、障害のある高齢者に係る施策については、高齢者施策との整合性に留意する必要があります。

また、発達障害・難病・高次脳機能障害・盲ろう等について、県民の理解の促進に向けた広報・啓発活動を継続して行います。

(4) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

障害者の権利に関する条約には、障害のある人が日常生活又は社会生活において受ける制限は、個人の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとしたいわゆる「社会モデル」の考え方が反映されています。

障害のある人が、障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするため、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。

また、障害を理由とする差別は、障害のある人の自立と社会参加に悪影響を与えるものです。そのため、障害者差別禁止条例や障害者差別解消法等に基づき、市町や障害者団体等をはじめとする様々な主体の取組と連携を図るとともに、事業者や県民の理解のもと障害者差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

(5) 総合的かつ計画的な取組の推進

障害のある人が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、市及び町等との適切な連携及び役割分担の下で、施策を立案・実施します。

また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策、男女共同参画施策等、障害者施策に係る他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

4. 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法第 11 条第 2 項に規定する「都道府県障害者計画」として、また、「長崎県総合計画チャレンジ 2020」及び「長崎県福祉保健総合計画」（ながさきほっとプラン）を補完する個別計画として、本県が今後進める障害者施策の基本的な計画となります。

5. 計画の期間

この計画の期間は、平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間とします。

なお、関係法令の改正等社会情勢の変化に的確に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

6. 計画の推進体制等

(1) 計画の推進体制

毎年度、分野別施策の基本的方向に沿った各事業の進捗状況を把握し、内容や成果などについて、各事業実施部局による自己評価を行うとともに、その結果を「長崎県障害者施策推進協議会」に報告し、その意見を踏まえて事業の見直しを行うなど、計画の効果的な推進を図ります。

また、国の制度等、障害のある人を取り巻く環境の変化に対応し、必要に応じて施策の見直しも行います。

(2) 市及び町との連携

市及び町は、障害のある人の地域での生活を支える仕組みにおいて、障害福祉サービスの提供等を通して主体的な役割を担うため、県と市及び町が連携・協力を図りながら、一体的な障害者施策の推進を図ります。

(3) 計画を推進するための啓発・広報

① 共生社会の理念の普及

「障害者週間」（12 月 3 日から 9 日まで）を通じて、障害者団体と連携して広報活動を展開し、「共生社会」の理念の普及を図ります。

② 障害及び障害者理解の促進

共生社会の実現には、障害や障害のある人に関する社会全体の理解を深めることが重要です。

障害者差別禁止条例や障害者差別解消法の普及啓発活動により、共生社会の理念の普及を図ると共に、障害や障害のある人に対する理解を促進させる

ための取組を推進します。

さらに、2020東京オリンピック・パラリンピックに向けて、国等が行う啓発活動等と連携し障害者施策の意義について更なる理解の促進を図ります。

(4) 計画を推進するためのボランティア活動等の推進

児童、生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

また、県民ボランティア活動の普及、促進及び健全な発展を図るため、県が中核的な活動拠点として設置する「県民ボランティア活動支援センター」において、人材の育成や活動の支援を行います。